

松戸市農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 7 日

令和 7 年松戸市農業委員会 8 月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和 7 年 8 月 7 日午後 3 時 00 分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館 7 階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番	杉 浦 昌 平	3 番	横 山 定 勝
5 番	渡 邊 洋 子	6 番	加 藤 万里子
7 番	山 口 輝 雄	8 番	戸 張 嘉 宣
9 番	岩 佐 忠 夫	10 番	川 上 博 久
11 番	渡 来 和 治	12 番	渡 邊 慶 弘
13 番	鈴 木 榮 一	14 番	湯 浅 孝 一
15 番	相 田 敏 克		
明・矢切区域	齋 藤 香	明・矢切区域	平 川 正 俊
東 部 区 域	湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域	山 崎 唯 司
馬橋・小金区域	小 林 直 一	馬橋・小金区域	湯 浅 清

1. 欠席委員

2 番 杉 浦 勇 司

1. 関係課出席職員 農政課

課 長	松 戸 繁 和	主 査	岡 野 衛
主 査	加 瀬 直 紀		

1. 事務局出席職員

事務局長 補佐兼 庶務係長	武 井 博 子	係 長	横 田 智 之
主任主事	花 村 理 恵		

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和7年8月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番、横山定勝委員、議席番号5番、渡邊洋子委員の両委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第3号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課の松戸です。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきまして、1件ごとではなく一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、新規設定案件5件、農地銀行からの移行案件4件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番、申請地につきましては、参考資料の1ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は521平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画です。

次に、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は和名ケ谷、現況地目は畑で、面積は3,567平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、キャベツ、タマネギを主体に栽培する計画です。

次に、3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の3ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は643平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、大根を主体に栽培する計画です。

次に、4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は1,311平方メートル

でございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、大根を主体に栽培する計画です。

次に、5番をご説明いたします。

議案書1ページの5番、参考資料の5ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は1,322平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

次に、6番をご説明いたします。

議案書2ページの6番、参考資料の6ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑で、面積は330平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

次に、7番をご説明いたします。

議案書2ページの7番、参考資料の7ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は462平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ソラマメを主体に栽培する計画です。

次に、8番をご説明いたします。

議案書2ページの8番、参考資料の8ページから10ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は七右衛門新田及び主水新田、現況地目は田で、面積は6,943平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画です。

次に、9番をご説明いたします。

議案書2ページの9番、参考資料の11ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は串崎新田、現況地目は畑で、面積は1万

534平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、大根を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号について内容の説明がございました。

本案件はあらかじめ審査会で審議しておりますので、第1審査会第1審査班座長の意見を求めます。

第1審査会第1審査班座長 議席番号6番、加藤万里子です。

議案第1号について、先の審査会で審議しました。

審査会では、農政課担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきと判断しましたので、原案に賛成したいと思います。

議 長 ただいま座長より、承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号6番、加藤万里子です。

去る8月1日金曜日、議案第1号から3号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、鈴木榮一農業委員、川上博久農業委員、湯浅清推進委員、私の4名により、現地

調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり申請理由等を再確認するため、1号については農政課担当者を、2号及び3号については申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

なお、1号の審議結果については、先ほどご報告したとおりです。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてをご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については1ページから7ページになります。

申請地の位置については、2ページのところでございます。

申請理由は、子が経営している造園会社より資材置場が必要との要望があったためです。

土地選定理由は、既存施設から近いからです。

議案参考資料の4ページをご覧ください。

施設の概要については、貸資材置場用地です。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、単管パイプと砂利止め板を設置します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号について説明いたしましたが、審査会では、現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、川上委員。

川上委員 議席番号10番、川上博久です。

この土地に関して、私も一緒に立ち会いました。以前、この土地は、農地かどうかの審査の対象になっていまして、草が生い茂っていたところ、今回きれいに除草がされ、その中に

不法投棄等が見受けられました。この不法投棄に関しては、土地所有者が適切に処理するということでした。

また、議案参考資料４ページの地図を見ていただくと、四角く囲ったところの左側に中木置場、右側に低木置場という２種類があります。これに関しては、植木の根を布で巻いた状態でその場に置いて、植え込まないということでした。それで大体１週間程度保管すると。その１週間程度保管している間に現場に持ち込んで植え込むということで資材に当たるだろうということで、今回、転用の申請をしたそうです。そういった観点に加え、親子関係で良好であるし、公共事業等も手がけている人ですので、全く問題はないというふうに考えました。

以上です。

議 長 ただいま川上委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎議案第３号

議 長 続きまして、議案第３号の１番 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第１審査会第１審査班座長 それでは、議案第３号の１番 農地法第５条の規定による許可申請についてをご説明します。

議案書の４ページ、議案参考資料については８ページから１５ページになります。

申請地の位置については、９ページのところでございます。

申請理由は、茨城県の企業で松戸方面への事業拡大を望んでいる足場設置業の企業及びそ

の協力会社から要望を受けたためです。

土地選定理由は、東京都内から近いからです。

議案参考資料の11ページをご覧ください。

施設の概要については、貸資材置場及び貸駐車場用地です。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、目隠しシートと単管パイプを設置します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

審査会では、現地調査の結果、既存建物が申請地に一部越境していること、また砂利敷きになっていることを確認しました。このことについて質問したところ、経緯や詳細については不明ですが、先代が建物を設置し越境したこと、また砂利敷きにしたものと思われるとのことでした。

この行為に対し、農地法違反であることの指摘をしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて、知らなかったこととはいえ、深く反省するとともに、同じ事態を繰り返さないことを制約するとのことでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員、推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、湯浅清委員。

湯浅（清）推進委員 推進委員の湯浅清です。

審査会当日、私も現地の立会いを行いました。

先ほど座長から言われましたとおり、砂利敷きになっておりまして、始末書の提出を求められて、それが出されたということでもあります。また、周辺農地に影響がありませんので、私たちは慎重審議をし、特に問題ない案件だと思います。

以上です。

議 長 ただいま湯浅清委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

続きまして、議案第3号の2番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の2番 農地法第5条の規定による許可申請についてをご説明します。

議案書の4ページ、議案参考資料については16ページから20ページになります。

申請地の位置については、16ページのところでございます。

申請理由は、既存施設では敷地が狭くなり事務所の増築もできないことから、既存の自社所有の土地を事務所建築用地とし、申請地を駐車場用地とするためです。

土地選定理由は、松戸市や近隣市において仕事量が多く、利便性が高いためです。

議案参考資料の18ページをご覧ください。

施設の概要については、駐車場用地です。

用水については、車両洗車水は井戸を使用します。

排水については、雨水及び車両洗車水を敷地中央部に集め、自然浸透です。

被害防除については、フラットパネルを設置します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事

業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の2番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、川上委員。

川上委員 議席番号10番、川上博久です。

この現地について説明いたします。

この現地も以前から問題がある土地ということで調査の対象になっていました。今も大きな木が数本あり、つるが生い茂っていて、遊休農地というふうな認識を私はしました。

この土地は、明らかに農地としては不向きで、参考資料17ページを見ていただきたいんですけども、両側が資材置場等になり、高いフェンスが施されています。また、つるで下の地面がどのぐらい深さがあるのかも見えないぐらいひどい土地ですので田んぼにもできない、また畑としても利用できないような土地であるということです。

ほかに畑があるかなと思いましたが、道路の反対側に家庭菜園が1件だけです。そのほかの土地はほとんどが作業場並びに資材置場等になっており、これでは農地としてできないんだろうというふうに考えました。

また、事業所についてですけども、東京の江戸川区ということで、最寄りの駅は新小岩、結構遠いんですが、横浜のほうまで出かけていくということで、それほどの距離ではないというふうに言っていました。

また、現在も松戸、市川地区のほうで問合せがあり、仕事の利便性ということも考えて、こちらのほうで事業展開をしていきたいということでした。受け答えも非常によく、一生懸命さが伝わりました。問題なく管理していくと思われます。

以上です。

議長 ただいま川上委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の2番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から11ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、5ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、6月分として相続による所有権移転により1件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

続きまして、6ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、6ページに記載のとおり、6月分として田4件、1,045平方メートル、畑8件、4,202平方メートル、合計12件、5,247平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、7ページから8ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、8ページに記載のとおり、田8件、6,432平方メートル、畑10件、4,598平方メートル、合計18件、1万1,030平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、9ページ、報告事項4 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、2件を県知事宛てに送付しました。

次に、10ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、2件交付しました。

次に、11ページ、報告事項6 生産緑地に係る主たる農業従事者証明書の交付についてですが、2件交付しました。また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は、5件交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和7年8月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時30分